

# 電聲

臨時增刊

十時迄に回答せられた事  
前記嘆願書を受理したる會社  
於ては北濱なる住友製鋼本店に轉  
を聞き回答案に就き辯議した轉  
五日の回答日を繰上げ十四日午  
表者六名を會社廳接見し招致し  
常務取締役から左の回答書を發

第一條 當會社の久の職工を以  
織し且當會社進歩發達の目的  
馳せざる團體に對しては當會  
職工の幸福増進に關し懇切に  
なき限り其團體の意見を徵す  
但團體に加入せざる職工の意  
就ても亦同じ

第二條 及第三條 當會社の職工  
均收入は昨年度より減少せず  
且日用品の物價指數は昨年度  
概ね三四割を低減せり加ふる  
來内外國品の競争劇甚なるを  
此際現年以上の増給を爲す時  
業の存立を危くするの虞あり

第二條 日給三十錢増給された事  
第三條 獎勵加給歩合は最低十割と  
確定された事  
第四條 解雇手當は左の通り支給さ  
れた事  
第五條 退職手當に就ては過般  
會社に於て支取中なれば退還  
發表すべし元來當會社にては  
以上十五箇年未満の勤続者には  
一箇月を増す毎に七日分を加ふ  
る事十五年以上は十日分を加ふ  
る事

但し雇入當日より超算する事  
第三項 會社の都合により解雇し  
たる場合は前項の二倍を支給さ  
れた事  
職工に於ては前記の回答は、  
等の意思を踏み付けたるものと  
第三項 會社の都合により解雇し  
社側に再者を促すべく更に第二  
たる場合は左の通りの歸國旅費  
を支給された事  
同日に嘆願書を廿四時間を拘し  
獨身者には三十四、家族ある  
ものには五十圓

第一條 團體交渉権を確認された事  
第五條 右大正十年六月十五日前  
は十五日午後七時より北濱の總

## 株式會社住友 電線製造所 労働爭議の

## 真相發表

今や我が關西に於ては大小の勞働爭議頻出し産業界を混亂せ  
しめつゝあるは目下の不況氣をして一層不況氣に陥れしむる所  
以てあつて國家經濟上からも看過すべからざる問題である、而  
して大爭議として數ふべきものに應に大電及水田が解決し  
たが住友電線、製鋼所工場爭議の未解決なるは甚だ遺憾とす  
る處である、吾人は先づ住友電線の爭議に對し其真相に併せて  
解を得せしめんことを以て解決促進の資料となすと共に世人の諒

### 嘆願書提出及 其原因

株式會社住友電線製造所の職工が  
結果して會社に對し嘆願書を提出す  
るに至りし原因は(一)同社が米價低  
落のため兼て米價補給金として一日  
廿錢を給せしものを廢止したる事  
賃金不振のため職業を減じ且つ休業  
日が従來毎月二回なりしものを毎日  
四回としたる等のため職工の  
収入に於て十日前後の収収を來した  
る事(二)世間が事業不振のため隨  
處に裁員問題起つゝあるより同社  
職工も此の不安に眠られ居りし事等  
よりして本職工中の時代思想に觸れ  
たる連中が中心となり全職工を糾合  
し六月十二日代表者六名の名義にて  
左記五ヶ條の嘆願書を會社宛に提出  
するに至つたのである、而して之が  
費用として女工五十錢男工一圓長  
知識は三兩宛を徵收したと云ふ